

所沢市 緑地関連法令チェックリスト

所沢市内で森林の伐採や開発行為などを行う場合、以下の要件に該当すると行為の制限がございます。

確認年月日： 年 月 日

確認地番： 所沢市

- ① 「特別緑地保全地区」の指定地である
いいえ はい → 管理行為を除き、原則として木竹の伐採や開発行為などはできません
- ② 「埼玉県立狭山自然公園(普通地域)」の区域内である
いいえ はい → 対象行為に該当する場合、着手 30 日前までに届出
- ③ 「狭山近郊緑地保全区域」の区域内である
いいえ はい → 対象行為に該当する場合、着手前までに届出
- ④ 「地域森林計画」対象の民有林である
いいえ はい → 立木を伐採する場合、伐採 90～30 日前までに届出
→ 相続・売買などで所有者を変更する場合、変更日から 90 日以内に届出
※保安林や 0.5 ha 以上の伐採には、許可が必要となる場合があります
- ⑤ 「ふるさとの緑の景観地」の指定地である
いいえ はい → 対象行為に該当する場合、着手 30 日前までに届出
- ⑥ 「里山保全地域」の指定地である
いいえ はい → 対象行為に該当する場合、事前に協議が必要
- ⑦ 「市民の森」の指定地である
いいえ はい → 対象行為に該当する場合、事前に協議が必要
- ⑧ 「まちなかみどり保全地区」の指定地である
いいえ はい → 対象行為に該当する場合、事前に協議が必要
- ⑨ 「保存樹木・保存樹林」又は「ふるさとの樹」に指定された樹木がある
いいえ はい → 指定樹木を伐採する場合、事前に協議が必要
- ◎ 「緑化協議」は所沢市街づくり条例に該当する場合に必要です
→ 同条例に該当する場合、開発事業申請時に緑化計画書の提出
※工場や 3,000 m² 以上の開発には、届出が必要となる場合があります

本チェックリストは、みどり自然課が担当する制度のみを記載しています。

みどり自然課 届出等に関する確認方法

各法令で定められた区域内で伐採や開発行為などを行う場合、対象制度に基づき行為の制限がございます。各制度の対象区域については、表1の方法でご確認いただけます。

また、対象行為などの詳細については、所沢市 HP「みどりに関する主な届出一覧」(右下の二次元コード)から、各ページをご覧ください。

表1：緑地関連制度の区域の確認方法

制度	確認方法
① 特別緑地保全地区	所沢市 地理情報システム
② 埼玉県立狭山自然公園	
③ 狭山近郊緑地保全区域	
④ 地域森林計画	みどり自然課 ^[1] (現況が森林のとき)
⑤ ふるさとの緑の景観地	埼玉県ホームページ ^[2]
⑥ 里山保全地域	所沢市ホームページ ^[3]
⑦ 市民の森	
⑧ まちなかみどり保全地区	
⑨ ふるさとの樹	
⑨ 保存樹木・保存樹林	対象樹木又は樹林付近に看板を掲示
◎ 所沢市街づくり条例(緑化協議)	開発指導課 (開発事業を行うとき)

[1] 大規模な場合(10筆以上又は0.5ha以上)は「埼玉県川越農林振興センター」へ

[2] 詳細は「埼玉県西部環境管理事務所」へ

[3] ⑥、⑦は概略のみ掲載のため、詳細は「みどり自然課」へ

本案内は、みどり自然課が担当する制度のみを紹介しています。その他の制度につきましては、各所管課へお問い合わせください。



所沢市 環境クリーン部 みどり自然課

電話：04-2998-9373

メール：a9373@city.tokorozawa.lg.jp



所沢市 HP
みどり自然課・届出一覧